

令和5年度熊本市交通事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度熊本市交通事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

軌 道 事 業

(1) 車 両 数	54 両
(2) 年 間 走 行 料	1,555,000 料
1 日 平 均	4,249 料
(3) 年 間 輸 送 人 員	9,382,000 人
1 日 平 均	25,634 人
(4) 主要な建設改良事業	
多両編成車両導入事業	296,845 千円
車両長寿命化経費	92,301 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 軌道事業収益	2,301,769 千円	
第1項 営業収益	1,664,241 千円	
第2項 営業外収益	627,763 千円	
第3項 特別利益	9,765 千円	
		支 出
第1款 軌道事業費用		2,310,754 千円
第1項 営業費用		2,269,245 千円
第2項 営業外費用		41,509 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額381,993千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,676千円、過年度分損益勘定留保資金27,184千円及び当年度分損益勘定留保資金298,133千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,111,183 千円
第1項 企業債	663,600 千円
第2項 国（県）補助金	215,054 千円
第3項 工事受託金	29,100 千円
第4項 他会計補助金	203,429 千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,493,176 千円
第1項 建設改良費	1,067,573 千円
第2項 企業債償還金	301,603 千円
第3項 他会計長期借入返還金	120,000 千円
第4項 予備費	4,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
車両長寿命化経費	令和5年度～令和6年度	61,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
交通事業 建設改良資金	663,600千円	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内。 ただし、利率見直し 方式で借り入れる場 合は、利率の見直し を行った後において は、当該見直し後の 利率とする。	政府資金等については、 その融資条件による。 また、銀行その他の場合 にはその債権者と協定す るところによる。 ただし、財政の都合によ り繰上げ償還することも ある。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用・営業外費用・特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,173,706 千円
(2) 交際費	100 千円

(他会計からの補助金)

第10条 交通事業会計の経営基盤確立のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、386,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、4,700千円と定める。

熊本市長 大西一史